

旭川医科大学病院長補佐に関する要項に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和5年5月15日病院長裁定)

旭川医科大学病院長補佐に関する要項に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学病院長補佐に関する要項に関する申合せ（令和元年病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第2第2項関係</p> <p>病院長補佐の担当職務は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p><u>(1) 医療従事者教育</u>（新設）</p> <p><u>(2) 臨床研修</u>（新設）</p> <p><u>(3) コロナ対策，臨床倫理</u>（新設）</p> <p><u>附 記</u></p> <p><u>この申合せは、令和5年5月15日から実施し、改正後の旭川医科大学病院の病院長補佐に関する要項に関する申合せは、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>本学病院長補佐の異動に伴い、本申合せを改正するものである。</p>	<p>第2第2項関係</p> <p>病院長補佐の担当職務は、<u>臨床倫理</u>とする。</p>